法律

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十五号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　雑則（第五十条―第五十五条）　第六章　罰則（第五十六条―第五十九条）」を「第五章　個人情報保護委員会（第五十条―第六十六条）　第六章　雑則（第六十六条―第七十二条）　第七章　罰則（第七十三条―第七十八条）」に改める。

第六十五条）」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「有用性」を「適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性」に改める。

第七条第三項中「消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、」を「個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について」に改める。

第三十五条第二項中「第五十条第一項各号」を「第六十六条第一項各号」に改める。

第五十九条を第七十八条とする。

第五十八条第一項中「前二条」を「第七十四条及び第七十五条」に改め、同条を第七十七条とする。

第五十七条を第七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十六条　第七十三条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第五十六条を第七十四条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

第七十三条　第六十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六章を第七章とする。

第五章中第五十五条を第七十二条とし、第五十四条を第七十一条とする。

第五十三条第一項中「内閣総理大臣」を「委員会」に改め、「（平成十一年法律第八十九号）」を削り、「次条」を「第七十一条」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「委員会」に、「毎年度」を「毎年」に、「取りまとめ、その概要を公表する」を「取りまとめる」に改め、同条を第六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十条　委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第五十二条を第六十八条とし、第五十一条を第六十七条とする。

第五十条第一項中「前章」を「第四章」に改め、同条を第六十六条とする。

第五章を第六章とし、第四十九条の次に次の一章を加える。

第五章　個人情報保護委員会

（設置）

第五十条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

（任務）

第五十一条　委員会は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

（所掌事務）

第五十二条　委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本方針の策定及び推進に関すること。

二　特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。第五十四条第四項において同じ。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。

三　特定個人情報保護評価（番号利用法第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。

四　個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。

五　前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。

六　所掌事務に係る国際協力に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（職権行使の独立性）

第五十三条　委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織等）

第五十四条　委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

2　委員のうち四人は、非常勤とする。

3　委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4　委員長及び委員には、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、特定個人情報が利用される行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

（任期等）

第五十五条　委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員長及び委員は、再任されることができる。

3　委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。